

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 12 条第 2 項及び第 14 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 5 年度エゾシカの可猟区域及び期間等を定めた。

令和 5 年（2023 年）8 月 9 日

北海道知事 鈴木 直道

## 1 狩猟鳥獣の捕獲等の禁止

### (1) 捕獲等を禁止する狩猟鳥獣の種類

エゾシカ（ニホンジカ）

### (2) 捕獲等を禁止する区域及び期間

ア 区域：別表 1 のとおり

期間：令和 5 年（2023 年）10 月 1 日～令和 6 年（2024 年）1 月 31 日

イ 区域：別表 2 のとおり

期間：令和 5 年（2023 年）10 月 1 日～令和 5 年（2023 年）10 月 20 日

ウ 区域：別表 3 のとおり

期間：令和 6 年（2024 年）1 月 1 日～令和 6 年（2024 年）1 月 31 日

エ 区域：別表 4 のとおり

期間：令和 5 年（2023 年）10 月 1 日～令和 5 年（2023 年）10 月 20 日、  
令和 6 年（2024 年）1 月 2 日～令和 6 年（2024 年）1 月 12 日、  
令和 6 年（2024 年）2 月 1 日～令和 6 年（2024 年）2 月 9 日

## 2 狩猟鳥獣の捕獲等の数の制限

### (1) 捕獲等の数を制限する狩猟鳥獣の種類

エゾシカ（ニホンジカ）

### (2) 捕獲等の数を制限する区域及び期間等

ア 区域：北海道の区域

イ 期間：令和 5 年（2023 年）12 月 1 日以降

ウ 内容：銃猟によるオスジカの捕獲について、一人 1 日当たり 1 頭までとする。

## 3 第二種特定鳥獣の捕獲等をする期間の延長

### (1) 捕獲等をする期間を延長する第二種特定鳥獣の種類

エゾシカ（ニホンジカ）

### (2) 捕獲等をする期間を延長する区域及び期間

ア 区域：別表 4 のとおり

期間：令和 6 年（2024 年）2 月 10 日～令和 6 年（2024 年）2 月 29 日

イ 区域：別表 5 のとおり

期間：令和 6 年（2024 年）2 月 1 日～令和 6 年（2024 年）3 月 31 日

ウ 区域：別表 6 のとおり

期間：令和 6 年（2024 年）2 月 1 日～令和 6 年（2024 年）2 月 29 日

エ 区域：別表 7 のとおり

期間：令和 6 年（2024 年）3 月 1 日～令和 6 年（2024 年）4 月 15 日